

随意契約理由書

1 業 務 名	中之島フェスティバルタワー・ウエスト 8階阪神高速レイアウト変更に伴う電源増移設工事
2 業 者 名	株式会社竹中工務店
3 随意契約理由	本作業は、8階の執務室内におけるレイアウト変更に伴い必要となる電源の増設及び移設を行うものである。 本作業の実施にあたっては、 ① 本社ビルの詳細図面を有すること ② 本社ビルの構造や工事に使用する部材の仕様に関する情報を有すること ③ 本社ビルの指定工事を実施できること などが契約相手方に求められる要件となる。 株式会社竹中工務店は、本社が入居する中之島フェスティバルタワー・ウエストを施工した会社であるため、本作業を実施する十分な能力を有している。 また、本作業の施工業者として、株式会社朝日ビルディングより唯一指定されており、その性質上競争を許さないものと認められる。 よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定に基づき株式会社竹中工務店を契約相手方として随意契約を行うものである。 以上
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	